

たまたが和

多摩川分会新聞

2024年12月

第150号

健康保険証の今後

法改定により、12月2日以降の保険証発行が停止されました。現在東京土建保に加入している方は、25年3月31日まで有効の保険証を交付していますので、そのまま使用してください。

ただし保険証の紛失・住所変更等の際には、再交付することができなくなったため、マイナ保険証の登録状況に応じて、「資格確認書」又は「資格情報のお知らせ」を交付します。新加入者・家族増の該当者についても、同様の対応になります。25年3月には、厚労省から通知された各被保険者のマイナ保険証の登録の有無に応じ、「資格確認書」又は「資格情報のお知らせ」のいずれかを交付します。

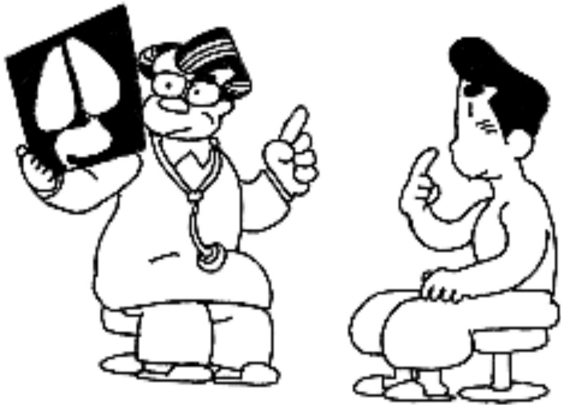
資格確認書はこれまでの健康保険証と同様、医療機関に持参すれば保険診療が受けられます。これまでの新保険証発行に替わって、例年と同じ時期に発行されます。マイナ保険証の登録を急いで行う必要はありません。

また、厚労省は「マイナ保険証」の登録解除の仕組みの運用を開始すると発表しました。これを受け、東京土建保組合でも登録解除の申請を開始しています。受付窓口は支部となりますので、申請する方は支部までお問い合わせください。

東京土建で検診を

「健康診断？会社で受けているよ」という声がよく聞かれます。会社で受診していても、東京土建の提携医療機関で検診を受診してください。被保険者であれば、奥さんやお子さん（19歳以上）も一緒に受診できます。オプション以外は費用も掛かりません。アスベスト専門医師によるレントゲンの再読影もあります。

東京土建の健康診査を受診率を上げないと将来、保険料が上がる可能性があります。（ちなみに大田支部の受診率はかなり低い）検診を複数回受けても悪いことはありません。是非、家族で検診を受診してください。



お知らせ

来月の予定

- 1月9日（木）・・・6役会議
 - 1月14日（火）・・・分執会議
 - 1月20日（月）・・・集約会議
- ☆群会議の日程は各群長まで

